

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合広域圏副市町長会議運営規程

昭和 47 年 2 月 28 日
訓 令 甲 第 1 号

改正	平成 5 年 4 月 1 日	訓令甲第 2 号	平成 21 年 1 月 13 日	訓令甲第 2 号
	平成 17 年 9 月 1 日	訓令甲第 1 号	平成 24 年 3 月 30 日	訓令甲第 1 号
	平成 18 年 1 月 25 日	訓令甲第 1 号		
	平成 19 年 4 月 1 日	訓令甲第 5 号		

(目的)

第 1 条 この規程は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政組織規則（平成 5 年規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、管理者会の補助機関として設置する福井坂井地区広域市町村圏事務組合広域圏副市町長会議（以下「広域圏副市町長会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 広域圏副市町長会議は、関係市町の副市町長をもって組織する。ただし、副市町長を 2 人以上置く市町、副市町長を置かない市町又は副市町長が欠けている市町にあっては、当該市町の長が指名した者を充てる。

(任務)

第 3 条 広域圏副市町長会議は、次に掲げる事務の管理及び執行に関し広域圏連絡会議で決定された重要事項について連絡調整を図る。

- (1) 広域市町村圏計画の策定に関する事務
- (2) 広域市町村圏計画に基づく事業の執行及び管理に関する事務
- (3) 広域市町村圏計画実施の連絡調整に関する事務

(招集)

第 4 条 広域圏副市町長会議は、管理者が招集する。

2 広域圏副市町長会議招集の通知には会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

(代理出席等)

第 5 条 副市町長（第 2 条ただし書の規定により、市町長が指名した者を含む。以下同じ。）がやむを得ない事情により広域圏副市町長会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 副市町長又は代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を管理者に届出なければならない。

(会議)

第 6 条 広域圏副市町長会議は、過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 広域圏副市町長会議の議長は、副市町長の互選による。

3 広域圏副市町長会議は、必要があると認める場合は関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、広域圏副市町長会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年2月28日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日訓令甲第4号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月1日訓令甲第1号)

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月25日訓令甲第1号)

この規程は、平成18年2月13日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令甲第5号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月13日訓令甲第2号)

この規程は、平成21年1月13日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令甲第1号)

この規程は、平成24年3月30日から施行する。